

婦人と親族法

太田 英 隆

第四章 親子

元來親族の關係は親子から生じたものであります。それでありますから、親子の關係は親族の間柄の基礎であると云へます。又皆さんもこの親子の間柄に就きては充分御存じの必要があらうと思ひます。只法律と云へば、小六ヶしい理窟の學問の様に思はれますが、前にも述べました如く、親族法は習慣道徳等に大なる關係あるばかりでなく、人としては是非知らねばならぬ密切の關係があります。殊に婚姻とか親子とかの規定になりますれば、直接御婦人方に重要な點でありますゆへ、篤と御覽下さることを希望いたします

御承知の通り親子の關係にをさましては、自然

血の續いたものと、血の續かないものとの二種あります。血の續いたのは實子でありまして、血の續かない即ち法律に因りますのは養子であります。此他繼父母と繼子、嫡母と庶子との關係のやうに、法律がかりに親子間と全じ關係をもたせたものがありますが、是等は元來姻族の關係があると云ふまで、唯僅に家族制時代の餘習として親子に準じたものに過ぎません。

第一節 實子

實子と云ひますのは、夫婦の正當の交通に因り生れたるものとさうでないものとの區別に従つて、嫡出子及私生子の二つに分れます。嫡出子は夫婦が婚姻して後生た子であつて、私生子は婚姻せずして生れたもの、即ち野合によりて出來た子を云ひます。それで父の知れない子のみを私生子

と云ふので、婚姻外の子でも父が知れて之れは私の子であると云ふことを認めたら、之れを私生子とは云はずして、庶子と稱するのであります。

第一款 嫡出子

嫡出子と云ふのは前に述べました通り、正しき婚姻によつて生れた子であります。それで子が嫡出子であると云ふことを主張するには、先づその母の胎内から生れたこと、次に其母は自分の父であると主張する者であること、換言せば父母の間に婚姻が成立したことを證明せねばなりません。併しながら、この問題は實際上六ヶしきことがあります。何故かなれば、父母の婚姻の成立や母の胎内から出たことは事實としても、母の夫が下した種であるか、又は他人の種を宿したかと云ふことは立證が極めて困難であります。こんなこ

とを云へば、少しく極言だと申されませうが、實際世間に時々あることで法律上の問題となることです。ですから、あなたがち一の理論のみに傾いた言とは云はれませぬ。元來親子の關係は造化の微妙なる作用でありまして、父母以外に誰の子であるかは知ることが出来ません。然らば子であるか否かは、父の承諾に委すべきでせうか、父の承諾ばかりにすれば父の惡意の犠牲とならねばならぬ危険があります。そこで法律は、妻が婚姻中に懐胎した子は（設令他人の種を宿しても）夫の子と推定します。何故かと云ひますと、姦通は寧ろ法律上推測すべきものでないからであります。

斯く申して來ますと、少し考のよい御婦人は、云ふ疑が浮びませう、婚姻中に懐胎したものは何人できても夫の子と推定すれば、例へば他の男

子の種を懐胎した婦人が嫁入りして、其翌日出産しても夫の子とせねばならぬことになるが、そんな不條理なことは道徳上許されないではないか。人は之れ位の考を起すやうな脳がなくては駄目です。いかにも御尤千萬なこと、こんな場合に夫の子とされた日には夫はたまつたものではありません。

だがさう云ふ心配は御無用です。法律はちやんと考へてあります。即ち婚姻が成立した日から二百日後、又は婚姻の解消又は取消の日より三百日以内、又は婚姻中に懐胎したもの、推定すと定まつてゐます。何んと一刀兩斷とはこの事ではありますまいか。

第二款 庶子及び私生子

私生子と云ふのは正當の婚姻せずして生れた者

を指したので、若い男女が一時の出来合ひから生じたのに外なりません。そうして庶子とはその私生子を認知する父がある時の名でありまして、一種の私生子に相違ありません。只違ふ所は、私生子は男が誰人なるか知れない時で、庶子は私の子でありますと云ふ男の知れて認められた時なのであります。佛國の立法例では、近親間に生れた者や姦通で出来た子は、一般の私生子と待遇を異にしてあります。日本では斯んな區別はありません。何故かと云ひますと、成程此等の父母は亂倫の過失はありますが、その子供には少しも罪がありません。異にするのは、親の罪を子に嫁するものであつて、甚だ酷な仕方と云はねばならないからであります。

私生子の認知に付きまして、民法第八百二十七條に「私生子は其父又は母に於て之を認知するとを得父が認知したる私生子は之を庶子とす」と云ふ規定があります。是れを讀んで見て一寸變に觀じるのは「母に於て之を認知する」云々の言でありませぬ。父が認知するのは至當でありませぬ、現に自分が分娩した子を私の子であるまいと云ふのは如何にも受取りかぬる規定のやうに思はれませぬ。併し、能く考へて見ますと、世間には母の知らない子があるのであります。例へば棄子とか又は出生の届出をせないやうなのは法律の眼から見れば母なし子であります。尙ほ詳しく云つて見ませうならば、茲に身分の尊き娘があるとします。名譽ある人でなくても數日の後ある所へ婚姻すると云ふやうな娘でもよろしい。この娘が不行儀者

であつて今子が出來たとして御覽なさい。名譽ある娘は己れの非行を恥ぢ、嫁する娘は婚姻の破談を恐れて、戸籍吏に出生届をせないで匿すか、又他人の子と偽りて之を届出でるやうな手段をするか、極端に論ぜば、其子を棄てるやうなこともないとは限りませぬ。かう申上げれば本法が特に母の認知を規定した所以がお解りになつたでせう。

認知をする方法に、戸籍吏に届出でるのと、遺言によるとの二種があります。このことは戸籍法(八十條乃至八十八條を參考)にあることです。茲には述べませぬ。そうして、普通の場合の認知は父又は母たることの任意の自白であつて、子の承諾を得ることを要せないのであります。成年の子の場合は勝手には參りませぬ。是れは中々氣

のきいた規定でありまして、社會の情實を餘程參酌したものであります。例を擧げた方が素人方にはよく解りますから縱令で申しませう。茲に親の知れない人があるとします、この人は高位高官に登つて且つ社會に大人望のある人であつた時に、茲に突然親が顯はれて來て併も其親は前科數犯監獄に入ること數度、今は盜賊の隊長と云ふやうな者でありでもしたなら、高位高官の人は如何に不利益でありませう。必ずこんな親に認知して貰ふことを欲せないのでせう。若しこの時に親に認知の權を與へて子は飽迄服従せねばならないとしたなら、害あつて益のない法律となりませうから、この時は、實際の親であつても子が承諾せない以上は認知することの出来ないであります。この點に就きては、宗敎家や倫理學者の眼から見れば異論

もありませんが、社會の實際より見て首肯せなければなりません。それに親は子を産めばすぐ届出づるが至當です。子が産れたのを届出でると人に面目がないからと云つて自分の子にせないで、その子が高位高官に成つたから實は私の子でありませうと届出でるのは少し虫のよ過ぎた話で、子に對し親の義務を盡さないであります。この時に子の意志に反してまで鬼の如き親を保護する必要がありませうか、少しく理屈めきて來ましたが、實際さうではありませうか。

一旦私の子でありますと認知した以上は、自由之れを取消して私の子ではありませんと云ふやうなことは、民法第八百三十二條で許さないことに定めてあります。

これは尤も至極で、一旦私の子であると云つ

危者が又私の子でないなど、云はれた日には、

その子は勿論其他の利害關係人に至るまで不慮の損害を受けねばならないことが始ります。凡て世

の中は絶對的のものではありませんから、この原則にも例外があります。即ち之れに對する反對事實の主張であります。

右の場合に、私の子でありますと云つた父又は母が正直な人であればよいが、若不正直であつて自分の子でもない者を自分の子だと云つたときは

認知された子とはとんでもない迷惑で、知らぬ他人と親子の關係を生ぜねばなりません。それだから、

この時には其子又は利害關係人は、認知に對して反對事實を主張して認知の取消を裁判所に請求することが出來ます

る

雜　　錄

●女子高等師範學校彙報

▲第六臨時教員養成所入學式　豫而詮考中なりし該所英語科入學志願者中の合格者三十名に對し去月十日同校大講堂に於て入學式舉行せられたり  
▲修學旅行　同校理科四年生は神奈川縣三崎臨海實驗所へ文科及技藝科は日光地方へ何れも修學旅行を行へる由

●模範的校舎　來年四月上野に催さる可き勸業博覽會に出品す可き東京市の教育品中には模範的校舎とも稱す可きものあり。其建築は大体凹字形にして托兒所、幼稚園、特殊尋常小學校の三に區畫し小學校にのみ二階を設け其の設計は左の如くにして托兒所は獨逸の新計畫に則りしもの、由之が建築費は約一萬六千圓の見込なり

▲托兒所　遊戯室二十坪五合、寢室五十七坪合、母の控室兼更